

# 研究シーズ 目次

## ■ 法律・社会

|                                                                 |    |
|-----------------------------------------------------------------|----|
| 刑法から「法秩序」の姿を考える（小田 直樹） .....                                    | 1  |
| 独占禁止法を中心とする経済法と競争政策の研究（川瀨 昇） .....                              | 2  |
| 統治の基本原理・制度と公法理論（高田 篤） .....                                     | 3  |
| 行政の内部統制と法的専門性・コンプライアンスを<br>確保するためのガバナンス、市民の安全確保の研究（高橋 明男） ..... | 4  |
| 法・正義・ケアについて考える 国や地方の統治のしくみにも目を向ける（服部 高宏） .....                  | 5  |
| 幅広いジャンルの法律研究（堀竹 学） .....                                        | 6  |
| 健全かつ効率的な会社運営を実現するための法制度のあり方（前田 雅弘） .....                        | 7  |
| 公訴時効制度の多角的な研究（道谷 卓） .....                                       | 8  |
| ジェンダー平等社会の実現を目指す（三成 美保） .....                                   | 9  |
| 民法研究×社会問題の解決（池内 博一） .....                                       | 10 |
| 投資取引と民法理論：ネット証券会社の民事責任の研究（永田 泰士） .....                          | 11 |
| グローバルな移動の自由をかなえる国家論による領域主権の超克（福島 涼史） .....                      | 12 |
| 国際取引や国際結婚など幅広い分野から生じる国際的な法問題の研究（松永 詩乃美） .....                   | 13 |
| 民間がつくるルール「信頼性と通用力」の向上（安田 理恵） .....                              | 14 |
| 垂直的関係を中心とした競争法の研究（近藤 直人） .....                                  | 15 |

# 刑法から「法秩序」の姿を考える

公法/私法の制度化とその機能を支える二次規範の役割

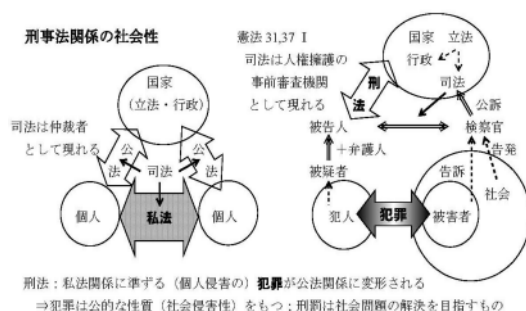
## 研究内容

### ●可罰性の実体と認定に関する研究

- 民法で損害賠償の対象となる不法行為と刑法が処罰の対象とする犯罪はどこに違いがあるのだろうか。通説は、法の保護に値する利益（法益）の侵害という共通性を前提にして、違法性と責任が処罰に値する質・量を備えていることを唱えつつ、軽微ならば処罰に値しないという説明を繰り返してきた。「公序良俗」という道徳的な判断に流れることを嫌うあまり、公共性を担う刑事制度の属性を曖昧にする話に流れ過ぎたことは、日本社会の歪みを示しているように思う。「秩序維持」の新たな語り方を創り出す試みをしている。

### ●公務妨害罪・詐欺罪の研究

- 上記テーマを具体化する文脈で、公法との関係を公務妨害罪から、私法との関係を詐欺罪から検討し、公法と私法の関係にも配慮しつつ、違法の連動性と相対性というパズルを解く感覚で、様々な論点を扱う。＜刑法学のあり方＞の研究でもある。



## 新規性・優位性

- ▶特定法分野・個別領域の「専門家」となることには背を向けて、他法域の理解を枠組として捉え、基盤となる人々の営みに刑法がどのように係わるべきかを考えている。法は制度を作り、制度は人が動かす。刑法はその活動を支えればよい...というのが私の刑法観である。
- ▶新しさを求めるわけでもなく、優位性をもつとも思わない。むしろ、専門領域に没入し、森が見えなくなかなかねない人々の足元を照らして、法学的な理解の安定を図る役割である。

## 応用・活用例

### <社会(制度)の変化に伴う制裁(設定・使用)の変遷(修正)に関する研究>

- 周辺諸科学は「法」自体を一つの「制度」とみるようだが、その内部構造は単純ではない。法分野毎の役割の相違を描き、「住み分け」を探る作業が応用となる。
- 多様な法が織り成す「秩序」を総体として実感させる法教育を実践したいと思う。



小田 直樹

教授

法学部 法律学科

所属学会：日本刑法学会  
中四国法政学会

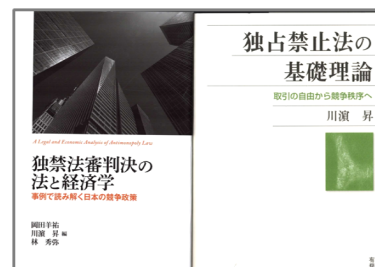
# 独占禁止法を中心とする経済法と競争政策の研究

## 研究内容

### ● 独占禁止法を中心とする経済法と競争政策の研究

・独占禁止法は企業結合を始め企業間取引と対消費者取引のほぼすべての領域を規制する経済法の一般法である。同時に、課徴金制度などその執行において法律の幅広い領域が関わる分野である。これまで、このほぼすべての領域で研究を進めてきたが、最近では特に二つの問題を中心に研究を進めている。

一つは、世界的に問題となっているデジタル・プラットフォームの規制である。もう一つは、取引相手に優越的な地位を有する事業者が不当な不利益を押しつける優越的地位の濫用規制である。前者は世界的に議論される領域で、後者はわが国独自の規制とされてきたものであるが、世界的にも類似規制が注目されつつある。また、対消費者取引での利用など、これまで活用されなかった領域での規制が注目されている分野である。



## 新規性・優位性

- ▶ 論理的で厳密な法解釈を行うとともに、法と経済学の利用において日本の独禁法理論をリードしてきた。
- ▶ 合理的選択と均衡をコアとする経済分析を利用するだけでなく、30年以上前から行動経済学の成果も活用し、具体的な事案の特異性に注目した現実的な分析を行ってきた。

## 応用・活用例

### < 実務への対応 >

- デジタル・プラットフォームに関する研究はデジタル市場競争会議やそのワーキングへの参加を通じて、現実の政策にも活用されている。
- その他、各種審議会、研究会で具体的政策に応用してきた。



**川演 昇**

教授

法学部 法律学科

所属学会：日本経済法学会、日本国際経済法学会  
日本私法学会、日本消費者法学会  
工業所有権法学会、法と経済法学会

委員等：日本経済法学会、日本国際経済法学会  
日本消費者法学会、法と経済法学会 理事  
独占禁止懇話会 会員、デジタル市場競争会議 委員  
経済産業研究所 ファカルティフェロー

# 統治の基本原理・制度と公法理論

## 研究内容

### ● 憲法の基本原則と統治制度・仕組みの研究

- ・ 憲法の基本原則（民主制、法治主義、社会国家など）と統治の制度・仕組み（議会制、選挙、政党、議院内閣制、法治行政など）の意義を研究している。

### ● ドイツ・オーストリアの公法理論・公法理論家の研究

- ・ ハンス・ケルゼン、カール・シュミット、ヘルマン・ヘラーなどのドイツ・オーストリアの古典的な公法理論家の理論を研究するとともに、その影響を受けつつ活躍した第二次大戦後のドイツ・オーストリアの公法理論の研究を行っている。



フィリップ・フランツ・フォン・ジーボルト賞 受賞時

## 新規性・優位性

- ▶ ドイツ、オーストリア、日本の公法原理・公法制度を、それぞれの社会の文脈を徹底的に明らかにすることを通じて比較法的に分析している。
- ▶ それぞれの国の公法原理・公法制度について、それを発展させた担い手と関連付けつつ、普遍性と独自性を説明することができる。

## 応用・活用例

### < ハンス・ケルゼンの受容に関する研究 >

- ・ ハンス・ケルゼンの受容の検討を、戦後ドイツの公法理論を転回させたディートリッヒ・イエッシュの意義の解明に応用
- ・ ケルゼンへの対応の相違を通じて独逸の法理論の特徴と相違を説明することを実現



高田 篤

教授

法学部 法律学科

所属学会：日本公法学会  
日独法学会

委員等：日独法学会監事  
日独文化研究所常任理事  
フィリップ・フランツ・フォン・ジーボルト賞受賞

# 行政の内部統制と法的専門性・コンプライアンスを確保するためのガバナンス、市民の安全確保の研究

## 研究内容

### ● 行政における内部法の研究

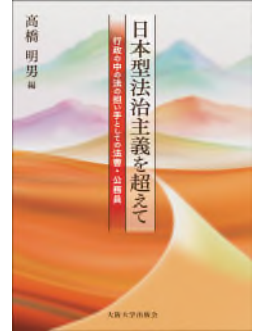
- ・行政の組織内における作用、特に指揮監督権及び組織間の作用について、行政内部法と外部法の比較、行政の統治権の主体としての地位（固有の資格）等を研究している。

### ● 行政における法的専門性・コンプライアンスの確保と公務員の養成・リカレント教育に関する研究

- ・行政判断における法的専門性とコンプライアンスを確保する手段として、行政法曹の養成、公務員のリカレント教育について研究を行っている。

### ● 安全確保と警察法の研究

- ・最も伝統的な行政作用である安全確保作用を端緒として、行政介入の法思想的・法理論的根拠及び法的統制、行政権限の民間化、事業者としての行政の責任の研究を行っている。



## 新規性・優位性

- ▶ 行政法研究者としては他に例がない都道府県レベルの監査委員を務めていることから、実務を理解した上で内部統制・監査制度に関わる理論的な問題にアプローチしている。
- ▶ 警察法、安全確保に関する研究を行う行政法研究者として、行政・加害者・被害者の三極的關係における問題の解決のあり方、民間との協働等の問題に対処できる。

## 応用・活用例

### < 公的部門における内部統制とガバナンスに関する実務的研究 >

- 公的部門における内部統制・ガバナンスの確保のための制度構築への応用
- 地方公共団体等における市民の安全確保等の課題解決のための共同研究
- 地方公共団体等における情報公開・公文書管理保存に関わる問題への対処



高橋 明男

教授

法学部 法律学科

所属学会：日本公法学会

委員等：大阪府代表監査委員  
大阪府吹田市情報公開・個人情報保護審査会 会長  
大阪府豊中市行政不服審査会 会長 等



産学官連携オフィス

✉ [sangakukan@otemon.ac.jp](mailto:sangakukan@otemon.ac.jp)

# 法・正義・ケアについて考える 国や地方の統治のしくみにも目を向ける

## 研究内容

### ● 正義とケアの関係に関する研究

- ・私が専門とする法哲学の古典的テーマである「法と道德」の1つの検討課題として、医療・看護倫理なども具体的素材としつつ、正義とケアの協働的關係について研究している。人のさまざまな生活の場面で必要とされるケアを、その本質を損なわないようにしながら法により制度化するにはどうすればよいかを検討している。

### ● 比較法的観点からの国の統治のしくみの研究

- ・「法と政治」への法哲学的関心を基礎にしつつ、ドイツ法との比較の観点から、連邦制や立法のあり方など国の統治のしくみについて研究している。法哲学の一分野でもある現代正義論の知見も生かして、国と地方の關係の再編、民主主義の現在と将来、政策形成のあり方等の問題にも取り組みたい。



## 新規性・優位性

- ▶ 法学が専門ではあるが、岡山大で看護や福祉の専門職の研究指導に携わった経験や、京都市で生命倫理・看護倫理・ケア学の授業やセミナーを担当した経験がある。
- ▶ 統治のしくみの比較研究の基礎には、30年も前だが、在ドイツ日本国大使館において政務班所属の専門調査員としてドイツの内政調査に携わった経験が今も生きている。

## 応用・活用例

### <ケア専門職を支える地域志向の法制度のあり方に関する研究>

- 法に関する知見や法学の側からのケアへの深い理解を実社会や臨床現場の問題に活かす。
- とくに茨木市をはじめとする北摂地域に法学部教員の知見や人脈を活かす道筋を付けたい。



**服部 高宏**

教授

法学部 法律学科

所属学会：日本法哲学会  
比較法学会  
日独法学会

委員等：日本法哲学会 理事  
独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構  
法科大学院認証評価委員会委員

# 幅広いジャンルの法律研究

担保、旅行契約、消費者契約、知的財産関係など

## 研究内容

### ●担保を中心とした民法の研究

- ・流動財産（動産・債権）譲渡担保を中心に、債権回収に関する民法分野の研究においてアメリカ法と日本の法制度を比較しながら検討している。また旅行契約についても研究している。これら研究の実績として、「2017年の民法改正の主要領域である債権総則に関して、学説と判例および改正法検討過程の議論を分析した著書（右図）の出版」、「流動財産譲渡担保に関連する多数の論文の発表」、「企画旅行契約の法的性質を検討した論文の発表」などがある。
- ・また、上記研究以外に「特許法など知的財産に関する多数の論文の発表」も行っており、幅広いジャンルの法律研究を行っている。



## 新規性・優位性

- ▶日本では数少ない担保の研究者であり、銀行側からの視点での研究が多い中、借り手側の視点も取り入れて研究している。また、元々は理系出身で産学官連携コーディネータの経験や特許ライセンス契約の実務経験があり、専門分野である担保法以外に民法全般（財産法、家族法）や消費者法にも精通していることから、色々な業種の企業や自治体のニーズに対応できる。

## 応用・活用例

### <民法全般の研究、社会貢献活動>

- 茨木市や周辺自治体（高槻市、長岡京市、向日市）や中小企業に対する担保関係や契約関係（旅行契約、消費者契約など）のセミナーや講座の開催
- 他学部（理系学部や経済学部など）との連携による社会貢献活動の検討



堀竹 学

教授

法学部 法律学科

所属学会：日本私法学会  
金融法学会  
日本消費者法学会  
法と経済学会  
日本民事訴訟法学会

# 健全かつ効率的な会社運営を実現するための 法制度のあり方

## 研究内容

### ● 会社法制の研究

- ・現代社会における経済活動は、その大部分が、会社、とりわけ大規模な株式会社によって支えられている。株式会社の運営が健全かつ効率的に行われなければ、株式会社の事業ひいては国民経済の発展が阻害されることとなる。そこで、株式会社を中心として、会社を巡る関係者の利益を調整し、会社の適正な運営を確保するための法制度のあり方について、研究を行っている。

具体的には主に、会社の機関設計、株主総会運営、取締役の義務と責任、株主代表訴訟、親子会社法制、定款自治のあり方などをテーマとして、研究に取り組んでいる。



## 新規性・優位性

- ▶会社法制は、いかに理論的に優れたものであっても、会社実務において使いものにならないものであっては意味がない。そこで、会社法制における理論と実務との架橋となるべく、研究会等を通じて会社の法務担当者等と積極的に意見交換を行い、実務に通用する解釈論・立法論を構築できるよう、研究活動を行っている。

## 応用・活用例

### < 理論と実務を架橋する会社法制に関する研究 >

- 企業の法務担当者を対象とする講演
- 学界・実務界への会社法制に関する提言



前田 雅弘

所属学会：日本私法学会

教授

法学部 法律学科

委員等：公益社団法人商事法務研究会 理事

日本証券業協会外務員等資格試験委員会 副委員長

近鉄グループホールディングス株式会社 社外監査役

# 公訴時効制度の多角的研究

## 研究内容

### ● 公訴時効の起源や変遷などの歴史的考察に関する研究

- ・ 刑事訴訟法に規定のある一定期間の経過で犯人の罪が問えなくなる「公訴時効制度」を研究対象にしている。これまで、この制度の起源の解明や規定の変遷などの歴史的考察を行ってきた。そして、その際、ドイツをはじめとする諸外国の制度も参照しながら比較法的な研究も行っている。このように、公訴時効制度の基礎理論についての研究を行っている。

### ● 公訴時効規定の解釈上の課題に関する研究

- ・ 基礎理論の研究を踏まえて、現行規定の解釈上の課題の研究を進め、多くの論文を公表している。殺人等の時効が廃止された2010年の刑訴法改正後は、改正された規定の課題について、あらたに問題提起を試み、それについての自説を展開して、さらなる改正の際の指針となるような研究を行っている。

## 新規性・優位性

- ▶ この制度の研究者が少ないこともあり、2010年の刑訴法改正における殺人等の時効が廃止された際に巻き起こった社会現象で事態が動くたびに、「報道ステーション」をはじめ、テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアから意見を求められ、そのコメントが公表された改正規定に関する話題が起きるたびに、マスメディアからの取材が来るようになった。

また、この時、公表論文が数多くの著作物に引用された。

## 応用・活用例

### < 今後の公訴時効規定改正への問題提起と示唆 >

- 2010年刑訴法改正では見送られた性犯罪やひき逃げ事件の時効撤廃の課題について、それらの改正問題が議論されるたびに、研究成果が参照されたり、意見を求められている。



道谷 卓

教授

法学部 法律学科

所属学会：日本刑法学会、日本犯罪社会学会  
法と教育学会、日本医事法学会  
ニュージーランド学会

委員等：ニュージーランド学会 理事  
法務省保護司、法務省加古川学園篤志面接委員  
法務省人権擁護委員、大阪家庭裁判所参与員  
兵庫県地域安全まちづくり審議会会長

# ジェンダー平等社会の実現を目指す

女性のエンパワメント、男性の解放、SOGI差別の克服

## 研究内容

### ● ジェンダー視点から日本の社会・法の歴史と21世紀の課題を考える研究

日本国憲法24条は、当時の欧米にはない先進的なジェンダー平等法であった。しかし、21世紀日本はジェンダー平等停滞国になっており、その負の遺産は若い世代の希望を損ねている。近代以降の日本とドイツ・国連の動向を比較して、日本の課題を明らかにする研究を行っている。

### ● LGBTQ+の人権保障に関する研究

日本社会には1割ものの性的少数者（LGBTQ+）が存在する。LGBTQ+に対する人権侵害については国連から再三勧告を受け、最高裁でも違憲判断が相次いでいる。このような現状を歴史的背景の中に位置づける研究を行っている。



## 新規性・優位性

- ▶ 高校歴史教育のジェンダー史教材開発のために、2012～22年に科研費（A）及び（B）を研究代表者として取得し、共同研究（比較ジェンダー史研究会）を組織してその代表を務めた。日本初となる高校ジェンダー史教材『歴史を読み替える』2巻本（2014-15年）及び『＜ひと＞から問うジェンダーの世界史』3巻本（2023-24年）を編者として公刊した。
- ▶ LGBTQの人権保障に関して日本学術会議で2件の提言を公表し、裁判等で引用されている。

## 応用・活用例

### <ジェンダー視点で法律・政策・教育を見直す研究>

- 日本学術会議の委員会活動を通じて法や政策の改正に向けた提言を作成するほか、多くの市民向け講演会を行っている。
- 高校必修教科目「歴史総合」の教員用参考資料とすべく書籍及びWEB資料（比較ジェンダー史研究会）の作成を行っている。



三成 美保

教授

法学部 法律学科

所属学会：比較家族史学会（会長）  
日本ジェンダー学会（会長）  
ジェンダー法学会（理事・元理事長）  
ジェンダー史学会（参与・元常任理事）

委員等：日本学術会議連携会員（元第一部会員・元副会長）  
国立大学教育研究評価委員会 委員  
大阪府個人情報審議会 副会長  
寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会 会長  
生駒市人権施策審議会 副会長

産学官連携オフィス

✉ sangakukan@otemon.ac.jp

# 民法研究×社会問題の解決

## 研究内容

### ●民法の研究

- 民法のうち財産法分野を専門として研究している。具体的には、法律行為論、物権法、契約法、損害賠償論などが主な研究対象である。また、民法研究の応用分野として、消費者法、環境法（公害法）、医事法、ビジネス法なども研究対象に含まれる。民法研究により、消費者問題、環境問題、医療過誤、企業不祥事などの様々な社会問題を法的に解決することを目指している。

### ●消費者教育の研究

- 民法研究と関連して、消費者問題の予防と解決のために、小中高校生、大学生、社会人に対する適切な消費者教育の内容や方法論について研究を行っている。この研究では「消費者に不可欠な法的リテラシー」を育成することを目指している。



## 新規性・優位性

- ▶民法の研究については、その成果を消費者問題や企業に関わる法律問題などに応用することにより、様々な社会問題の法的解決方法や予防策を提示することができる。
- ▶消費者教育の研究については、その成果を学校教育や社会人教育に活用することができる。また、消費者教育の方法論を提示することで、消費者問題の予防や法的解決に貢献できる。

## 応用・活用例

### <研究内容を企業活動・地域社会・学校教育に還元>

- 産学連携活動：金融機関や企業の研修で法学講座やコンプライアンス講座を実施
- 社会貢献活動：医療機関の臨床研究審査委員として地域医療や医学研究の発展に貢献
- 地域連携活動：茨木市消費生活センターとの間で地域の消費者問題の予防解決のため連携
- 高大連携活動：高校の出張授業で法学教育や消費者教育を実施



池内 博一

准教授

法学部 法律学科

所属学会：日本私法学会  
日本医事法学会  
日本消費者教育学会  
日本法政学会

委員等：市立東大阪医療センター臨床研究審査委員会 委員  
茨木市消費生活センター運営懇話会 委員  
大阪府立泉北高等学校運営協議会 委員



産学官連携オフィス

✉ sangakukan@otemon.ac.jp

# 投資取引と民法理論：ネット証券会社の民事責任の研究

## 研究内容

### ● ネット証券会社に適用される「販売ルール」の研究

- ・ ネット証券会社は、伝統的対面証券会社とは異なり、一般投資家に投資勧誘を行うことはなく、一般投資家の注文の執行に徹するのが通常である。このようなネット証券会社に適用される「勧誘ルール」とは区別された「販売ルール」の在り方を研究している。

### ● 狭義の適合性原則の射程についての研究

- ・ 狭義の適合性原則は、その投資家に対して不適合な取引の勧誘を行ってはならないという勧誘ルールとして生成、発展を遂げてきた。この本来的には勧誘ルールとしての適合性原則に、販売ルールとしての派生形を認め、ネット証券会社を通じた一般投資家の主体的投資判断に対しても、ネット証券会社に一定の適合性審査をして不適合取引への対応をなすべき義務を課し、その違反に対して一般投資家に損害賠償責任を負担させるべきか、これらが肯定されるとして、いかなる水準の義務とすべきかについて、研究を行っている。

## 新規性・優位性

- ▶ 対面取引・勧誘取引を念頭において構築されてきた法理論を、今日の主流であるネット取引・非勧誘取引に適するよう「根本的に」問い直すという点に新規性がある。
- ▶ ある販売ルールの作用のみならず、従来の販売ルールをめぐる議論において十分に着目されてこなかった副作用をも考慮に入れた検討を加えるという点に優位性がある。

## 応用・活用例

### < 説明義務・過当取引規制に関する研究 >

- ・ 非対面・非勧誘取引における説明義務の研究
- ・ 過当取引規制と主体的取引環境整備を兼ねる新たな開示規制の研究



永田 泰士

准教授

法学部 法律学科

所属学会：日本私法学会

# グローバルな移動の自由をかなえる 国家論による領域主権の超克

## 研究内容

### ● 自然法論にまで遡る移動の自由の研究

- ・「アダムが耕しイブが紡いでいた時、誰が領主だったか」という文句が表すように、人類は各国家の成立に先立ち、自由に地球上を闊歩していたはずである。このような状態を社会契約論も補助線としつつ振り返り、そのような人の絶対的な移動の自由を自然法論から基礎づける研究を行っている。

### ● 越境移動を国家・主権概念から基礎づける研究

- ・国家には個人の入国に関して完全な裁量をもつという考えを主権概念の側から批判し、国家は領域を自分の「庭」としてもっているのではなく、人の管理の便宜のために間接的に割当てられていることを説く研究を行っている。



## 新規性・優位性

- ▶ 難民制度を使って入国を可能にしようという政策論に対して、より原理的に入国管理の権限を制約することで、普遍的な越境の自由を実現できる。
- ▶ 入国審査という日々の行政活動に対して枠と指針を提示することで、マクリーン事件のような恣意的な判断が繰り返されないようにできる。

## 応用・活用例

### <入国管理の実務に関する研究>

- 上陸許可・短期滞在許可、在留資格付与等の各段階ごとの個人の自由と行政の権限の特定。
- 歴史上の、また、現代の「鎖国」を打破し、万人が自由に往来できる社会の実現。



**福島 涼史**

准教授

法学部 法律学科

所属学会：日本法哲学会  
国際人権法学会  
比較法学会  
日本公法学会  
国際法学会  
世界法学会

# 国際取引や国際結婚など幅広い分野から 生じる国際的な法問題の研究

## 研究内容

### ● 国際契約を規律する統一契約法の研究

- ・ 国際的な私法上の問題が生じると一般的には、どの国の法を適用するかという問題が生じ、日本の裁判所でも外国法が適用されることがある。ところが、その中でも国際取引法に関する分野では、世界で法を統一する努力がなされてきている。私は、特に国連の国際物品売買条約を中心に統一私法を研究している。

### ● 国際家族法を中心として国際私法や台湾法の研究

- ・ 近年、日本は国際的な家族をめぐる法的問題が様々な分野で生じ、過渡期である。国際家族法の現代的な課題の研究に取り組んでいる。同性婚や、国際的な親子関係などを中心に、東アジア初で同性婚を認めた台湾の研究者と共同研究もしている。



## 新規性・優位性

- ▶ 国際取引法も研究している国際私法学者は珍しいと思われるが、両方の分野の視点で研究をしている。台湾の外交部の資金で台湾で在外研究をした経験から、国際私法や家族法の学者だけでなく弁護士の人脈もあるため、それを生かした研究を行っている。

## 応用・活用例

### < 国際私法や国際取引法全般に関する研究、社会貢献 >

- 財産法、家族法に関する国際的な法問題の全般について、企業の国際法務や自治体の戸籍課へのセミナーや共同研究



**松永 詩乃美**

准教授

法学部 法律学科

所属学会：国際私法学会  
国際法学会  
国際商取引学会



産学官連携オフィス

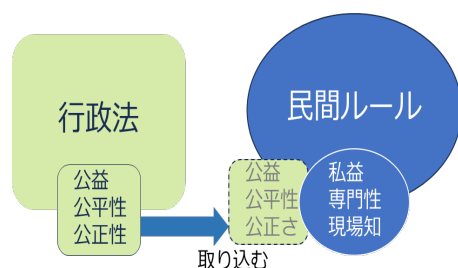
✉ [sangakukan@otemon.ac.jp](mailto:sangakukan@otemon.ac.jp)

# 民間がつくるルール「信頼性と通用力」の向上

## 研究内容

### ●民間がつくるルールに公共性を与える研究

- ・私たちの日常生活や企業活動を規律するルールには、国がつくる法令だけでなく、会社や学校、病院といった民間機関の内部ルールや業界の自主ルールが存在する（ガイドラインと呼ばれたりする）。これらの内部ルールや自主ルールは、とりわけ先端科学技術開発や経験を要する専門性の高い領域では、国の法令よりも現状に即したものとなったり遵守しやすいため。
- ・しかし、国の法令がその構成員全体の利益や価値（公益、公平性、公正性など）をめざすのとは異なり、民間ルールは自己の利益や都合だけを求める傾向にある。
- ・そこで、民間ルールのなかに法令が有する公共的な価値および仕組みを取り入れることにより、民間ルールの信頼性や通用力を高める研究を行っている。



## 新規性・優位性

- ▶行政法は、公共的価値の実現のための法である。このような行政法は、従来、国の法令や地方公共団体の条例、裁判例に焦点をあててきた。しかし、本研究は、民間がつくるルールに焦点をあて、民間ルールに公共性を充填することを探究する点に新規性・優位性がある。

## 応用・活用例

### <民間ルールの通用力や信頼の向上に関する研究>

- 民間ルールが行政規制に取り込まれている例
  - 公的医療保険制度における（公財）日本医療機能評価機構の認定
- 民間ルールそれ自体に、企業が有する専門性や国民に対する責任が現れている例
  - 中日本高速道路株式会社の契約関連規則および契約不正に対する独自の措置

**安田 理恵**

准教授

法学部 法律学科

所属学会：日本公法学会  
日米法学会

委員等：長岡京市個人情報保護・情報公開審査会委員  
長岡京市行政不服審査会委員

# 垂直的関係を中心とした競争法の研究

## 研究内容

### ● 垂直的関係を中心とした競争法の研究

- ・競争法（独占禁止法）の中でも、垂直的制限と呼称される分野について研究している。垂直的制限とは、例えば、メーカーが小売業者に対して販売価格を制限すること等を指す再販売価格の拘束という類型のように、企業間の垂直的関係における取引相手に対する種々の制限を指す。研究に当たって、EU法や米国反トラスト法等の外国における競争法の知見および経済分析の知見を参照している。研究成果として、EU法における「選択的流通システム」をテーマとした博士論文や、日本経済法学会における個別報告等が挙げられる。
- ・また、新たな研究テーマとして、デジタルプラットフォーム等の現代的な流通業者による推奨行為がサプライヤー間の競争に与える影響および競争法規制のあり方について研究を進めている。

## 新規性・優位性

- ▶経済分析の知見を参照した研究（「法と経済学」のアプローチ）に強い関心があり、実際に、経済分析の知見を参照した論文執筆・個別報告を実施している。そのため、競争法に関する問題の深層にある企業間の競争のメカニズムを念頭に置いた法律論の展開が可能である。また、研究のアプローチから、他分野との交流や実社会への応用という意味での研究の汎用性が高い。

## 応用・活用例

### < 競争法全般の研究、社会貢献活動 >

- 競争法の若手研究者・実務家間での勉強会の開催
- 他学部（経済学部等）との連携による社会貢献活動の検討



近藤 直人

所属学会：日本経済法学会

特任助教

法学部 法律学科



産学官連携オフィス

✉ [sangakukan@otemon.ac.jp](mailto:sangakukan@otemon.ac.jp)